

広島県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十一年二月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
庄原市高野町大字下湯川字船原四五三番二地 先から 庄原市高野町大字下湯川字堀越四八三番一地 先まで		六・四〇〇 三・五〇〇		三二九・〇〇	
	一一・〇〇〇 二六・二〇〇			三二九・〇〇	拡幅